

# 栃木県 i-Construction 推進県部会規約

## (名称)

第1条 本会は、栃木県 i-Construction 推進県部会（以下「県部会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 県部会は、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指すために提唱された i-Construction の取り組みを推進するため、栃木県と産業界により情報交換や意見交換を行い、i-Construction の円滑な普及を図ることを目的に設立する。

## (事務)

第3条 県部会は、下記の事項について連絡調整等を行う。

- (1) 栃木県の i-Construction の取り組み状況や方針等の情報提供。
- (2) 栃木県の i-Construction に関する県内産業界の意見等の把握。
- (3) 栃木県の i-Construction の普及に向けた課題の共有と対応等。
- (4) 関東 i-Construction 推進協議会、栃木県 i-Construction 推進連絡会の連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項。

## (構成及び運営)

第4条 県部会は、下記のとおり構成及び運営する。

- (1) 協議会は、別紙—1 に掲げるものをもって構成する。
- (2) 会長は、栃木県県土整備部技術管理課長をもってあてる。
- (3) 会長は、県部会を代表し、議長を務めると共に会務を統括する。
- (4) 副会長は、宇都宮土木事務所次長をもってあてる。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その会務を代行する。
- (6) 県部会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- (7) 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。
- (8) 業団体委員は各団体において決定する。
- (9) 各委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

## (事務局)

第5条 県部会の事務局は栃木県県土整備部技術管理課に置く。

## (県部会の成立)

第6条 県部会は、委員の過半数以上の出席をもって成立し、出席した委員の過半数以上により決定する。

## (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、県部会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

## (附則)

- 1 本規約は、平成29年2月7日から施行する。
- 1 本規約は、平成29年6月2日から施行する。
- 1 本規約は、平成30年3月7日から施行する。

別紙－1

1 会長

栃木県県土整備部技術管理課長

2 委員

(1) 栃木県

次の各課の課長補佐（総括・技術）

①技術管理課

②道路整備課

③道路保全課

④河川課

⑤砂防水資源課

⑥都市整備課

⑦総合スポーツゾーン整備室

各出先事務所次長（技）・所長補佐（総括・技）

(2) 栃木県建設業協会

(3) 栃木県測量設計業協会

(4) 建設コンサルタント協会関東支部栃木地域委員会

3 オブザーバー

(1) 国立大学法人 宇都宮大学

(2) 公益財団法人 とちぎ建設技術センター